

# 社会福祉法人 共生会 介護福祉士実務者研修（通信課程） 学則

## （目的）

第1条 社会福祉法人共生会(以下「当法人」という。)が実施する実務者研修(通信課程)(以下「実務者研修」という。)は、介護福祉士実務者研修養成機関として実務経験のみでは修得できない知識・技術の修得をすることで、地域福祉の担い手として貢献できる人材を養成し、広く地域社会に貢献することを目的とする。

## （研修事業の名称）

第2条 研修事業の名称は次のとおりとする。

社会福祉法人 共生会 介護福祉士実務者研修（通信課程）

## （事業所の名称及び所在地）

第3条 本研修事業は、下記の事業者が実施する。

名 称 社会福祉法人 共生会

所在地 岩手県二戸市石切所字森合 92 番地 1

## （研修会場）

第4条 講義及び演習会場は、次のとおりとする。

- |                         |                      |
|-------------------------|----------------------|
| (1) 特別養護老人ホームサントピア      | 岩手県二戸市似鳥字上平 15 番地 1  |
| (2) 地域密着型特別養護老人ホームサンパレス | 岩手県二戸市石切所字森合 92 番地 1 |

## （修業年限）

第5条 修業年限は 7 か月とする。1 年で全科目を受講できなかった場合、在籍期間を最高 1 年延長して学習することができる。

## （定員及び学級数）

第6条 1 学年につき 1 学級とし、1 学年の定員は 20 名とする。

- 2 開催は年 1 回とする。

## （養成課程）

第7条 介護福祉士実務者研修(通信課程)とする。

## （カリキュラムと履修方法）

第8条 研修のカリキュラム及び履修認定科目は、別表 1 のとおりとする。

- 2 履修の方法は、添削課題の提出及び面接授業（介護過程Ⅲ、医療的ケア（演習））を受講しなければならない。

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり10月31日に終わる。

(休業日)

第10条 天災その他やむを得ない事情により、授業を行うことができないと、当法人が認め  
る日には、授業は行わないものとする。

(入学時期)

第11条 入学の時期は、学級の開講日とする。

(教職員の組織)

第12条 教員は、次の職員で組織する。

- (1) 校長 1名
- (2) 専任教員 1名以上
- (3) 講師 1名以上
- (4) 事務職員 1名以上

(使用教材)

第13条 実務者研修テキスト 全8巻セット(日本医療企画版)。

2 その他、研修において必要な物品、機材を使用する。

(免除科目)

第14条 社援基発1104第1号、『実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点につ  
いて』に基づき、免除科目は、別表1のとおりとする。

(入所資格)

第15条 入所資格は、次のとおりとする。

- (1) 50時間+実演コース

介護職員基礎研修を修了し、その修了を証明できる書類を研修申し込み時に当法人に提  
出していること。

- (2) 95時間+実演コース

訪問介護職員養成研修1級課程を修了し、その修了を証明できる書類を研修申し込み時  
に提出していること。

- (3) 320時間+実演コース

訪問介護職員養成研修2級課程又は初任者研修課程を修了し、その修了を証明できる  
書類を研修申し込み時に提出していること。

- (4) 420時間+実演コース

訪問介護職員養成研修3級課程を修了し、その修了を証明できる書類を研修申し込み

時に提出していること。

(5) 450 時間+実演コース

無資格者。又は修了していることを証明する書類を研修申し込み時に当法人に提出していない者。

(通信養成実施地域)

第16条 通信養成の実施地域は、岩手県全域、青森県全域とする。

(入所者の選考方法)

第17条 入所者の選考方法は次の通りとする。

- (1) 介護福祉士の資格取得を目指すものとする。
- (2) 先着順に受付し、定員に達した時点において申込受付は終了とする。

(入所手続き)

第18条 入所手続きは、受講申込書、実務経験証明書、その他介護に関する研修(訪問介護員1級及び2級課程、介護職員初任者研修及び介護職員基礎研修課程に限る。)修了証明書の写しを指定期日までに提出しなければならない。

(退学)

第19条 退学をしようとする受講生は、理由を付した退学願いを提出し、当法人の許可を得なければならない。

(休学)

第20条 受講生は、疾病その他やむを得ない理由により就学をすることができない場合は、休学願いを提出し、当法人の許可を得なければならない。この場合において、疾病によるときは、医師の診断書を提出しなければならない。

(復学)

第21条 休学した学生は、休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、復学願いを提出し、当法人の許可を得なければならない。

(欠席の取り扱い)

第22条 遅刻、早退は欠席扱いとする。ただし、次の各号の事由により、やむを得ず欠席をした場合は、在籍期間において、再履修を受けることができるものとする。

- (1) 病気・怪我など(証明できる書類の提出を求めます)
- (2) 天災地変、台風
- (3) 交通機関の事後・ストライキ
- (4) その他真にやむを得ない事情

(学習の評価)

第23条 学習の評価については、次の各号のとおりとする。

- (1) スクーリング学習(面接授業)の出席状況(出席時間数：3分の2以上)をすべて満たすこと。
- (2) テキストによる自宅学習(通信課題)の評価は、A B C Dの4段階で判定する。D判定は不合格とし課題再提出及び再評価を行う。C判定以上の判定が出ない場合は、次の課題へは進めない。

| A     | B     | C     | D(不合格) |
|-------|-------|-------|--------|
| 90点以上 | 80点以上 | 70点以上 | 69点以下  |

- (3) 医療的ケア(実演)については「平成24年3月30日 厚生労働省・援護局長(通知)喀痰吸引等研修実施要綱について」に基づき実施する。授業を3分の2以上の出席に達しない者および医療的ケア演習を所定回数実施し、指導者評価によって平均6割以上でない者は履修認定しないものとする。

|      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 吸引   | 口腔：5回以上<br>鼻腔：5回以上<br>気管カニューレ内部：5回以上 |
| 経管栄養 | 胃ろう又は腸ろう：5回以上<br>経鼻経管栄養：5回以上         |
| 蘇生   | 救急蘇生法1回以上                            |

(課程修了の認定及び卒業)

第24条 修了認定は、次により行い、認定確定後に卒業とする。

- (1) 指定されたカリキュラムを全て履修し、受講料等未納がない者。
- (2) 科目ごとの通信学習(全て70点以上)、演習中レポート及び実技の修得状況・理解、受講態度を総合的に評価し修了の認定とする。

(受講料)

第25条 受講料は次の通りとする。

| 受講予定者保有資格               | 受講時間数    | 受講料                    |
|-------------------------|----------|------------------------|
| 介護職員基礎研修                | 50時間+演習  | 30,000円(テキスト代、受講料、税込)  |
| 訪問介護員1級                 | 95時間+演習  | 50,000円(テキスト代、受講料、税込)  |
| 介護職員初任者研修<br>又は 訪問介護員2級 | 320時間+演習 | 100,000円(テキスト代、受講料、税込) |
| 訪問介護員3級                 | 420時間+演習 | 145,000円(テキスト代、受講料、税込) |

|     |          |                        |
|-----|----------|------------------------|
| 無資格 | 450時間+演習 | 150,000円(テキスト代、受講料、税込) |
|-----|----------|------------------------|

(受講料納入方法)

第26条 受講料の納入方法は、一括納入または分割納入とする。また、分割納入回数は5回までとし、その際の振込手数料は、受講者負担とする。

| 一括納入期日         | 分割納入における納入期日            |                         |                         |                         |                         |
|----------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 開講日より<br>2か月以内 | 分割1回目<br>開講日より<br>1か月以内 | 分割2回目<br>開講日より<br>2か月以内 | 分割3回目<br>開講日より<br>3か月以内 | 分割4回目<br>開講日より<br>4か月以内 | 分割5回目<br>開講日より<br>5か月以内 |

2 納入された受講料は原則として還付しない。ただし、受講申込み締切日前日までに受講辞退の申し出があった場合は、返還することとする。その際の振込手数料は受講申込者負担とする。

(検定料)

第27条 検定料は1回につき5,000円とする

(表彰)

第28条 学業成績が優秀である者または、ほかの受講生の模範となる者を表彰することができる。表彰は表彰状を授与する。

(懲戒処分)

第29条 次の各号のいずれかに該当した場合は、戒告、退学の措置をとることができる。

- (1) 受講にあたって提出した書類の虚偽記載をした者。
- (2) 学習意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- (3) 学習態度が悪くカリキュラムの進行を妨げる者で、再三の指導にもかかわらずこれに従わない者。
- (4) 面接授業において、遅刻・早退を繰り返す等出席不良の者。

(個人情報保護)

第30条 当法人が知り得た受講予定者および受講生に係る個人情報は、当法人の定める特定個人情報取扱規程に基づき、適切に取り扱うこととする。

(補則)

第31条 この学則に定める他、必要な事項は別に定める。

(附則)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。